

令和2年度 第2回浜田市環境審議会 議事録
(質疑応答、審議部分)

審議事項 第3次浜田市環境基本計画(案)について

日時：令和2年9月16日(水) 10:00～11:00

場所：石見公民館 1階 研修室

【質疑応答】(Q：質疑、A：回答、O：意見)

目次(P2～P3)及び第1章 計画の基本的な考え方(P4～P9)について

質疑・意見なし

第2章第1節 浜田市の概況(P10～P19)について

- O. P16～P17の商業・工業の各統計データが記載されていますが、もっと直近の数値があるのではないかと思います。できるだけ新しい直近のデータを記載していただきたい。
- A. これについては直近の数値を県や市の担当部署に確認し掲載しております。
- Q. わかりました。それとこの章が「浜田市の概況」の紹介というのであれば、P18～P19の(10)一般廃棄物の処理状況と(11)二酸化炭素については、次の「第2節 快適環境」のところで整理できないのかなと思います。
- A. 検討させていただきます。

第2章第2節 快適環境(P20～P22)について

- O. P20の美化活動のところですが、県で行っているアダプトプログラムもあるのですが、市民がしている活動という意味では同じかと思うので、それを掲載できないかなと思います。
- A. いろいろ活動はあると思うので、もう一度詳細を調べて、検討させていただきます。

第2章第3節 自然環境(P23～P27)について

質疑・意見なし

第2章第4節 生活環境(P28～P33)について

- O. P30の水質汚濁のところに浜田川の水質測定結果は掲載されているが、他の河川は検査していないということでしょうか。それとも数字がないということでしょうか。もし出せれば、出せる範囲で掲載してほしい。
- A. わかりました。調べさせていただき、掲載できるものは掲載していきたいと思います。
- O. 浜田市には火力発電所があって2号機が建設中です。浜田市の現状としてどこかで記載しておく必要があるのではないかなと思うんですが、ほかに書いてあるところがないのでご検討いただければと思います。
- A. わかりました。検討させていただきます。

第2章第5節 地球環境 (P34~P36) について

質疑・意見なし

第2章第6節 廃棄物 (P37~P39) について

- . 廃棄物には生活系と事業系があると思うんですが、ここでは生活系のごみについて記載されています。産廃の関係ですが、浜田の事業者さんは資源化に向けていろいろと努力されているところもありますので、浜田だけというわけにはいかないかもしれませんが、浜田圏域の現状についてどうなのかということがわかるように、書いていただけないかなと思います。
- A. 調べまして、数字がつかめるようであれば記載を検討したいと思います。

第3章 浜田市の環境の将来像 (P40~P45) について

質疑・意見なし

第4章 将来像の実現に向けた取組

1 豊かな水や緑を育てていくまちづくり (P46~P48) について

質疑・意見なし

2 健康で安心して暮らせるまちづくり (P49~P51) について

質疑・意見なし

3 地球環境にやさしいまちづくり (P51~P53) について

質疑・意見なし

4 資源を大切に作るまちづくり (P53~P54) について

- . 第4章全体に言えることだと思うんですが、目標を掲げ、役割分担をして取り組むということですが、数値目標的なものがないので本当に達成できるのかなと。単に努力目標で終わってしまうのではないかなというところがあります。数値的なものが出せるんなら出したほうが良いと思いますし、どこがやるかということを書いたほうがより現実的に取り組めるのではないかなと思いますがいかがでしょうか。
- A. 数値目標については内部で検討させていただきます。
- . この章全体に関わってくるんですが、各項目のところ「市民が取り組むこと」、「事業者取り組むこと」とあり、誰が取り組むか主語が記載されていますが、次に「事業者としての市が取り組むこと」とあります。これについて、ちょっと細かいのですが、頭に「事業者として」というのがいるのかなと。市が実際に取り組むことであれば、上のほうに記載されている市の取組に入れてしまえばいいのではないかなと思うんですがいかがでしょうか。
- A. 思いとしましては、上の方では行政として取り組むこと、施策を含めて掲載しております、下の「事業者としての市の取組」としましては、一事業者ということで市役所としてできることはなにかということで記載しています。「事業者が取り組むこと」と被る

ところがありますし、なかなかわかりにくいところがあるかと思いますがそういう思いでこのように記載させていただいております。

- Q. 今の説明を聞いてもなかなかわかりづらいところがあるのですが、上のところで市の方向性が示されておりますよね。その下に個別で市民だったらこういうことやります、事業者だったらこういうことやります、そしてまた、市としてはこういうことやりますと、ピックアップと言いますか、市が重点的に取り組むということが示されているということではないですよね。
- A. 市役所として取り組むというイメージで記載しているのですが。
- . 市民の方に示すのであれば、わかりづらいのかなと思います。こういった場で説明されるのであればわかるのですが…。上でも市の方向性が示されていて、下でまた市の取組を示されるのであれば、一緒にしてしまえばいいんじゃないかと思うんですけど。
- A. 「市民が取り組むこと」と「事業者が取り組むこと」に整理し、検討させていただきます。
- . P54の「事業者としての市の取組」の③に記載してある「30・10運動」に関しては、市民のみなさまにも事業者様においてもやっていただければいい運動だと個人的には思っているのですが、その辺の記載についてどうお考えになられますか。
- A. おっしゃるとおり、市民のみなさまにも全体で取り組んでいただきたいことです。市が率先してやっていこうということで記載させていただいたところでございますが、掲載については検討させていただきます。
- Q. せっかくですので、「30・10運動」についてご説明をお願いします。
- A. 「30・10運動」については資料編P73の下段に掲載しています。宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後30分間」は席を立たずに料理を楽しみ、「お開き10分前」になったら、自分の席に戻って再度料理を食べていただき、出来るだけ食品ロスを減らしていきましょうという取組でございます。市役所でも宴会時等で取り組んでいるところでございます。先ほどご指摘がありましたように、市民全体で取り組むべきことであろうと思います。
- . P45の計画策定の体系ですが、そもそも、この環境基本計画とすでに策定済みの地球温暖化対策実行計画は関連があると思うんです。地球温暖化実行計画の中では、省エネルギーの推進と再生可能エネルギー導入と総合的な地球温暖化対策の3つの柱が明確にされているのですが、P45には省エネルギーという言葉が全く出てこないもので、これは入れておく必要があると思ってまして、「地球環境にやさしいまちづくり」の中に入るか、あるいは「資源を大切に作るまちづくり」の中に入るか、明記があるんじゃないかなと思いました。それから、地球温暖化対策実行計画の中にも具体的な取組がいくつか例示されていて、細かなものについてはその計画の中で参考にしていくということになるんですけど、大きなものが環境基本計画に載っていないものがあるので、そこはもう一回見直しをしていただくほうがいいのかと思っています。例えば、Jクレジットに関する記載であるとか、省エネ家電製品への買い替えあるいはシェアリングとか、ここは整合を図ったほうがいいのかと思います。
- A. 幹事が言われるように、地球温暖化対策実行計画との整合性を図ります。精査し、検討させていただきます。

第5章 計画の推進 (P55～P61)

- . P56 の「まちづくりセンター」について、補足説明をさせていただきます。公民館を協働のまちづくりの拠点にしようということで、コミュニティセンター化を進めています。検討委員会の中に部会を作って作業していただき、その報告書に公民館という名称を仮称ですけども「まちづくりセンターとしてはどうか」との報告をいただいています。コミュニティセンター化を具体的に進めるにあたり、現在の公民館設置条例に代えて、コミュニティセンター設置条例を12月議会に向けて準備を進めておりまして、名称などはそこで決まります。したがって、3月にこの計画が出来上がるタイミングでは名称もはっきりしているとは思いますが、「まちづくりセンター」というのは決定しているわけではなく、あくまでも検討委員会の報告の中にあった言葉ですということで、先ほど事務局から説明されたところです。
- . 新型コロナウイルスの関係ですが、市内の事業者においても経済的影響が出ているところです。このことについてどこかに記載していただけたらと思います。市長のあいさつのところで触れていただいてもいいです。いつ終息するかわからない状況ですがご検討いただければと思います。
- A. 検討させていただきます。

全体を通して

- . P36 の海洋汚染のところでは海のことには触れられていませんが、河川を通じてゴミが流入して海に流れ出すということもありますので、河川から一体的に環境保護に取り組んでいくといったような文言を追加していただければと思います。
- A. 検討させていただきます。

(その他質疑・意見なし)

※審議終了